

○吹田市消防団条例

昭和25年8月21日条例第119号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び管轄区域並びに消防団員の定員、任免、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び管轄区域)

第2条 本市に消防団を設置する。

- 2 消防団の名称は、吹田市消防団とする。
- 3 消防団の管轄区域は、吹田市全域とする。

(定員)

第3条 非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員は、250人以内とする。

(任命)

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、団長以外の団員は市長の承認を得て団長が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから任命する。

- (1) 本市に居住し、勤務し、又は通学していること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 職務の遂行に必要な熱意を有し、健康であること。

(欠格事由)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第10条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(休団)

第6条 団員は、その身分を保有したまま職務への従事を長期間にわたり休止することができる。

- 2 団員は、前項の規定による職務への従事の休止（以下「休団」という。）をしようとするときは、あらかじめ、書面により任命権者に申し出て、その承認を受けなければならない。休団から

職務に復帰しようとするときも同様とする。

3 休団の期間は、3年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、休団をしている団員から書面により休団の期間の延長を希望する旨の申出があつた場合において、当該申出に理由があると認めるときは、必要と認める期間の範囲内でこれを延長することができる。

(失職)

第7条 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

(1) 第4条第1号に該当しないこととなつたとき。

(2) 第5条第1号又は第3号に該当することとなつたとき。

(退職)

第8条 団員は、退職しようとするときは、あらかじめ、書面により任命権者に申し出て、その承認を受けなければならない。

(分限)

第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、団員に必要な適格性を欠くとき。

(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。

2 任命権者は、前項に定めるもののほか、休団をしている団員が、休団の期間が満了してもなお職務に復帰しないときは、これを免職することができる。

(懲戒)

第10条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があつたとき。

2 停職の処分は、1月以内の期間を定めて行うものとする。

(出動)

第11条 消防団は、団長の指示によつて出動するものとする。

2 団員は、出動の指示を受けない場合であつても、災害の発生を知つたときは、あらかじめ団長が指定するところにより、直ちに出勤しなければならない。

(災害現場活動)

第12条 団員は、災害現場においては、団長の指揮命令の下に、全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

(出勤の支障となる行為の制限)

第13条 団員は、10日以上居住地を離れるときは、団長にあつては消防長に、その他の団員にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

2 団員は、火災に関する警報等が発令されたときは、直ちに出勤することができるよう、態勢を整えておかななければならない。

(禁止行為)

第14条 団員は、次に掲げる行為を行つてはならない。

- (1) 職務に関連して財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又はこれらを求めること。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (3) 消防団又は団員の名義をもつて政治活動を行い、又は他人の紛争に関与すること。
- (4) 消防団又は団員の名義をもつてみだりに寄附を求め、又は営利行為をすること。
- (5) 消防団の設備及び資材を職務以外の目的に使用すること。

(報酬)

第15条 団員には、次の報酬を支給する。

- (1) 月額報酬又は年額報酬
- (2) 出勤報酬
- (3) 技術報酬

2 月額報酬及び年額報酬は、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 団長 月額18,700円
- (2) 副団長 月額13,400円
- (3) 分団長 年額73,200円
- (4) 副分団長 年額59,100円
- (5) 部長 年額46,200円

(6) 班長 年額41,100円

(7) 団員 年額36,500円

3 出動報酬は、次の各号に掲げる出動の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 災害出動 1回につき、次に掲げる出動の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 4時間以内の出動4,800円

イ 4時間を超え8時間以内の出動8,000円

ウ 8時間を超える出動8,000円に8時間を超える4時間までごとに4,000円を加算した額

(2) 警戒出動 1日につき3,500円

(3) 訓練出動 1日につき3,500円

4 技術報酬は、機関員である団員に、次の各号に掲げる装備の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 消防ポンプ自動車 1台につき年額36,300円

(2) 小型動力ポンプ 1台につき年額18,200円

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長の承認を得て消防長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 吹田市条例第66号吹田市消防団設置条例第68号吹田市消防団給与条例第69号吹田市消防団服務規律又懲戒条例は本条例施行の日よりこれを廃止する。

附 則 (省略)

附 則 (令和4年3月31日条例第14号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日条例第20号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。